

● 引上げ分の地方消費税交付金の使途について

平成26年4月から消費税率改定に伴う地方消費税交付金の引上げ分については「社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生）」に要する経費に充てるものとされています。
その使途については、次のとおりです。

令和7年度 当初予算

(歳入)	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	147,300千円
(歳出)	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	909,017千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳			
		特定財源	一般財源		
			社会保障財源化分の 地方消費税交付金	その他	
社会福祉	社会福祉総務事業	3,783	3,780	1	2
	心身障害者等福祉事業	272,664	201,071	25,624	45,969
	老人福祉事業	15,917	8,513	2,650	4,754
	地域福祉センター事業	4,648	441	1,506	2,701
	福祉医療事業	59,420	24,210	12,602	22,608
	児童手当事業	179,580	162,685	6,047	10,848
	小計	536,012	400,700	48,430	86,882
社会保険	国民健康保険事業	70,692	47,057	8,459	15,176
	後期高齢者医療事業	51,857	38,892	4,640	8,325
	介護保険事業	249,956	10,500	85,705	153,751
	小計	372,505	96,449	98,804	177,252
保健衛生	母子衛生事業	500	319	66	115
	小計	500	319	66	115
合計		909,017	497,468	147,300	264,249

※1 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、令和5年度決算額に基づいた比率で算出しています。

※2 事務費や事務職員の人件費等は除外しています。